

『住替え情報ネットワークの会』 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、住替え情報ネットワークの会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務局を、福岡県春日市春日原東町4丁目2番地に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互が協力して、借地および借家にともなう住替えの円滑化、空き家の有効利用、ならびに住環境の向上を図ることを目的とする。

(事業の種類)

第4条 借地借家により、戸建住宅あるいは集合住宅等の賃借人および賃貸人が、相互に住環境の向上を目指し会員相互が協力し以下の事業をおこなう。

- (1) 会員間における賃貸借物件の情報交換・紹介など
- (2) より良い住環境を目指すための調査・報告、セミナー等の開催など
- (3) 不動産関連業界、行政当局など関係団体への提言
- (4) その他、関連する事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、この会の目的に賛同し、以下の条件を満たした者とする。

- (1) 自然人であること
- (2) 借家に居住している者
- (3) 前条(2)(3)に関する事項を行える者
- (4) 別途、総会で必要と定める事項

(入会)

第6条 この会に入会しようとするものは、入会申込書を本会事務局に提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は総会において別途定める年会費を会計年度毎に納付しなければならない。尚、年度途中での入会については年度末までの月割分を当該年度の会費とする。

(退会)

第8条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

1. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 会費を1年以上納入しないとき
 - (3) 会員が借家から持家に転居したとき

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決を経てこれを除名することができる。手続きの細則については別途定める。

- (1) 会則の規定に違反したとき
- (2) 会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が納入した会費およびその他の抛出金は、その理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第11条 本会に次の役員および委員をおく。

◆ 会長	1名
◆ 副会長	1名
◆ 書記	1名
◆ 会計	1名
◆ 監査	2名
◆ 委員	若干名

(職務)

第12条 役員および委員の職務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表して会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は文書ならびに本会の運営に関する事務を処理し、年次総会において活動の内容を報告する。
4. 会計は本会の会計事務一切を担当し、年次総会において会計監査を得た決算報告をする。
5. 会計監査は会計事務を監査し、その意見を総会において報告する。

(任期)

第13条 役員および委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

1. 任期終了後といえども、後任者が決まるまではその任務を担当しなければならない。

2. 補欠によるものは前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第14条 役員および委員の選出は年次総会よっておこなうものとする。

第4章 総 会

(種別)

第15条 会議は次の通りとする。
定期総会・臨時総会・役員会・その他会長が必要と認めるもの。

(開催)

第16条 総会は年1回以上、その他の会は必要に応じ随時開かれるものとする。
1. ただし、会員の10分の1以上の要求があった場合は、会長は総会を開かなければならない。

(召集)

第17条 会議は会長がこれを召集する。

(議長)

第18条 会議の議長は、その会議において出席した会員のなかから選出する。

(定足数)

第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会できない。

(議決)

第20条 すべての会の議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

第5章 雑 則

(経費の支出)

第21条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれに当て、会費の額は総会の承認を得なければならない。

(資産)

第22条 本会の資産は第3条の目的達成のため以外に使用してはならない。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改編)

第24条 本会会則は総会の承認を得なければ改正することはできない。

(細則)

第25条 会長は本会会則の施行に関し、必要に応じて細則を定めることができる。

附則

1. 本会則は平成18年3月1日より施行する。
2. 本会の設立初年度の会費は、第7条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
年会費 24,000円(消費税込)
3. 本会の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は第13条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

会 長	(株)三好不動産	代表取締役社長	三好 修
副会長	(株)総研	代表取締役会長	江見 博
書 記	(有)アイディーコーポレーション	代表取締役	廣瀬雅一
会 計	小方哲夫税理士事務所	所長	小方哲夫
監 査	(株)栗木工務店	代表取締役社長	中垣豊歳
委 員	ソフトアーツ(有)	代表取締役	澤田 宏